令和８年度愛媛地方最低賃金審議会第４回愛媛県最低賃金専門部会　議事録

日時

令和８年８月 21 日（金）９：59～13：10

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本部会長、井上部会長代理、園田委員
労働者代表委員
　竹箇平委員、寺岡委員、長岡委員
使用者代表委員
　小池委員、西岡委員、村上委員
事務局
　沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

１　開　会
２　金額審議
３　その他
４　閉　会

議事

○賃金室長
　本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
　本日は、委員の皆様全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。
　それでは、森本部会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

○森本部会長
　ただ今から、第４回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。
　本日も引き続き、金額審議を行いますので、公労、公使に分かれて審議を行ってまい

ります。
　二者間協議となる金額審議は、非公開となりますので、傍聴人の皆様は、ここで退席いただきますようお願いします。

（傍聴者退席）

（以降具体的な金額審議）

○労働者側（５回目、最終金額提示）
　前回の金額提示が労働者側としての最終提示金額であり、公益案の提示をお願いする。

○使用者側（５回目、最終金額提示）
　前回の金額提示が使用者側としての最終提示金額であり、公益案の提示をお願いする。

○公益案の提示
　部会長から労使双方の歩み寄りを促したものの、上記の主張しか得られなかったので、公益委員の間で、公益案の検討を行った。
　中央最低賃金審議会の目安を十分に参酌しながら、愛媛県の経済指標に基づく全国における位置づけ、あるいはＢランク内での愛媛県の位置づけを示すべきと考えた。また、地域間格差の解消についても考慮し、今年度は特に労働力流出に歯止めをかけ、中長期的に県内の労働力確保に繋げていく明確なメッセージを出す必要があると考えたことから、引上げ額60円が妥当と判断した。
　その一方で、過去２番目に高い大幅な引上げであり、影響率も昨年を上回る状況であることから、最低賃金引き上げに伴う事業者の準備期間等々に配慮が必要であると考え、令和８年11月１日の指定日発効とした。これ以上の発効日の大幅な遅れは、労働者に対する影響が大きくなるので、11月１日の指定日発効が適切と判断した。
　現行の愛媛県最低賃金 1,033 円から、60 円引き上げた時間額 1,093 円（引上げ率5.81％）、効力発生日令和８年11月１日を公益案として提示した。

○公益案の採決
　公益案について採決した結果、全会一致で結審に至った。

○使用者側委員からの要望
　採決後、使用者側委員から以下の要望が述べられた。
　愛媛県の中小企業・小規模事業者には、原材料価格等のコスト上昇、防衛的な賃上げと急激な最低賃金額の上昇による労務費の増大の中、十分に価格転嫁ができていない業

種や企業がある。
　今年も他県との地域間格差解消を比重においての検討をせざるを得ない状況があった。最低賃金は、本来的には賃金の伸び率とパラレルの関係で引き上げていくことが必要であるが、それ以上の引上げになっているので、事業者の能力以上の負担にならないか心配している。
　そこで、更なる実効性のある支援策の検討を願いたいとし、
　① 業務改善助成金を更に活用しやすくするための申請期間に余裕のある制度への改善や設備の増設要件の緩和等の制度充実、
　② 二極化分離の状態が継続している労務費等の価格転嫁問題を踏まえた中小企業・小規模事業者のための価格転嫁・取引適正化の支援、
　③ いわゆる「年収の壁」への対応として、事業主への支援強化、被扶養者の認定方法の取扱いの円滑な実施
について、政府としてなお一層の取組を希望する旨の要望が出され、専門部会各委員の了承のもと、専門部会報告書に盛り込むこととした。

○労働者側委員からの意見
　使用者側委員の要望の後、労働者側委員から以下の意見が出された。
　① 今後の愛媛県最低賃金審議会においては、愛媛県の生計費、賃金水準、雇用情勢、企業の持続可能性等を総合的に勘案するとともに、地域間格差の是正や人材の県外流出防止を図る観点から、中期的な賃金水準の向上を見据えた議論を進めることが重要である。
　② これらを踏まえ、愛媛県の最低賃金について、毎年度の着実な引上げを基本とし、2030 年代前半を目途に、時間額 1,500 円以上を目指す「最低賃金審議会　愛媛ビジョン」を共有し、公労使が将来を見据えた取組を進めるとともに、その進捗を継続的に検証すること。

（答申文、専門部会報告書作成、配布）

（審議を公開）

○森本部会長
　再開します。傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いします。
　本日は、具体的に金額提示をいただきながら審議を行いましたが、労使の歩み寄りによる意見の一致に至らず、労使双方の同意をいただいた上で、公益案をお示ししました。
　公益案の採決では、労使各側委員の御理解を得て、全会一致での決議に至りました。
　このため、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の決議をもって審

議会の議決といたします。
　この議決に基づいて、ただ今から答申いたします。

（部会長から労働基準部長に答申文を手交）

○労働基準部長
　ありがとうございました。

○森本部会長
　それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

（賃金指導官から答申文を朗読）

○森本部会長
　当審議会の審議の結果は、ただ今の内容をもって、この後午後２時 00 分から開催の第４回本審にて会長あてに報告することとします。
　それでは、議事を進めます。
　議事項番３「その他」に入ります。
　事務局から、この後の予定の説明があります。

○賃金室長
　第４回本審は、この後、午後２時 00 分からこの松山若草合同庁舎７階共用大会議室で開催となります。
　事務局からは以上です。

○森本部会長
　議題はすべて終了しておりますが、ほかに御質問等ありますか。

（発言なし）

○森本部会長
　なければ、以上で、第４回専門部会を終了いたします。
　委員の皆様、お疲れさまでした。